千葉都市計画生産緑地地区の変更（千葉市決定）

千葉都市計画生産緑地地区中　195 号長沼町第５生産緑地地区ほか 12 地区を次のように変更する。

名称		面積	備考
番号	生産緑地地区名		
195	長沼町第５生産緑地地区	－	廃止　△約 0.08ha
220	作草部町第１生産緑地地区	－	廃止　△約 0.34ha
223－1	作草部町第４生産緑地地区（その１）	－	廃止　△約 0.09ha
224－1	作草部町第５生産緑地地区（その１）	約 0.15ha	一部廃止　△約 0.13ha
240	椿森三丁目第１生産緑地地区	－	廃止　△約 0.07ha
330	生実町第２６生産緑地地区	－	廃止　△約 0.16ha
333	生実町第２９生産緑地地区	約 0.09ha	地積更正　約 0.01ha 一部廃止　△約 0.03ha
358	塩田町第１生産緑地地区	約 0.41ha	一部廃止　△約 0.16ha
373	葛城三丁目第１生産緑地地区	約 0.06ha	一部廃止　△約 0.02ha
443	古市場町第１生産緑地地区	約 0.42ha	一部廃止　△約 0.16ha
444	古市場町第２生産緑地地区	約 0.03ha	地積更正　約 0.01ha 一部廃止　△約 0.08ha
494	誉田町一丁目第７生産緑地地区	－	廃止　△約 0.07ha
577	生実町第３１生産緑地地区	約 0.13ha	追加　約 0.13ha
合計		約 1.29ha	廃止　△約 0.81ha 一部廃止　△約 0.58ha 地積更正　約 0.02ha 追加　約 0.13ha

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

＜理由＞

下記の理由により、生産緑地地区の位置、区域及び面積について変更するものである。

1　生産緑地法第 14 条の規定により行為の制限が解除され、生産緑地としての指定要件を満たさなくなったための廃止及び一部廃止

2　生産緑地法第８条第１項ただし書きの規定により、公共施設等の設置に係る行為がなされ、生産緑地として指定要件を満たさなくなったための一部廃止

3　錯誤による面積の増加による地籍更正

4　良好な都市環境の形成に資すると認められるため追加